

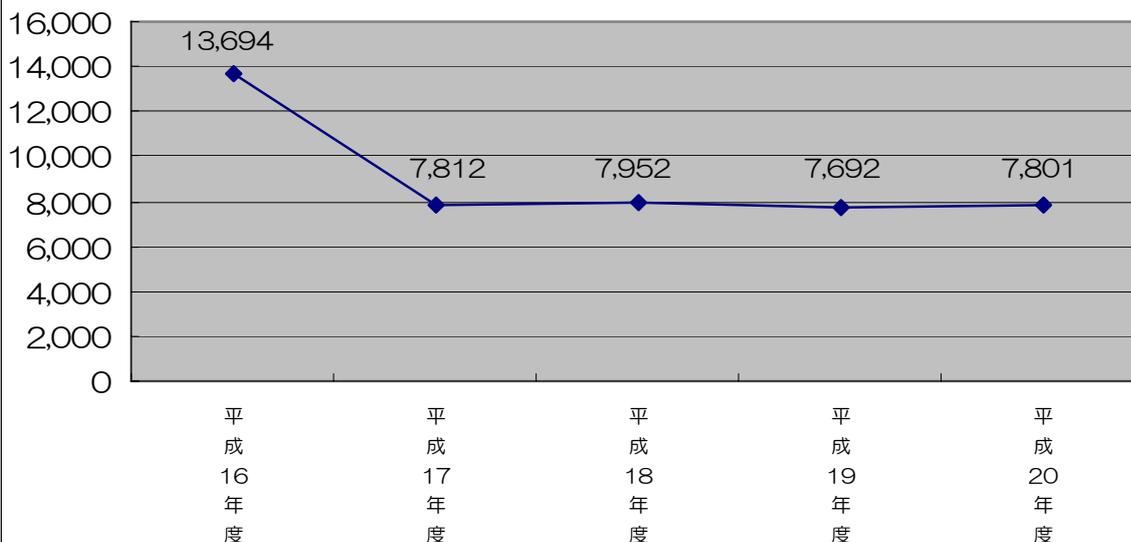
1 平成20年度の相談の概要

平成20年度の市民総合相談課における消費生活相談件数は、前年度（7,692件）と比べて109件、率にして約1%増加し、7,801件とほぼ横ばいとなりました。

その主な相談の状況は、

- 多重債務相談専用ダイヤル(256-3160)の設置、弁護士による特別相談の実施により、フリーローン・サラ金の相談が1,145件と、前年度の502件と比べ、約130%増と大幅に増加しました。
- エステ会社が、消費者から前払い契約を締結後、倒産したことにより、理美容の相談が199件と、前年度の138件に比べ、約45%増と大幅に増加しました。
- 一方で、前年度は外国語教室の倒産による相談が急増していた「教室・講座」の相談が136件と、前年度の325件と比べ、約60%減と大幅に減少しました。

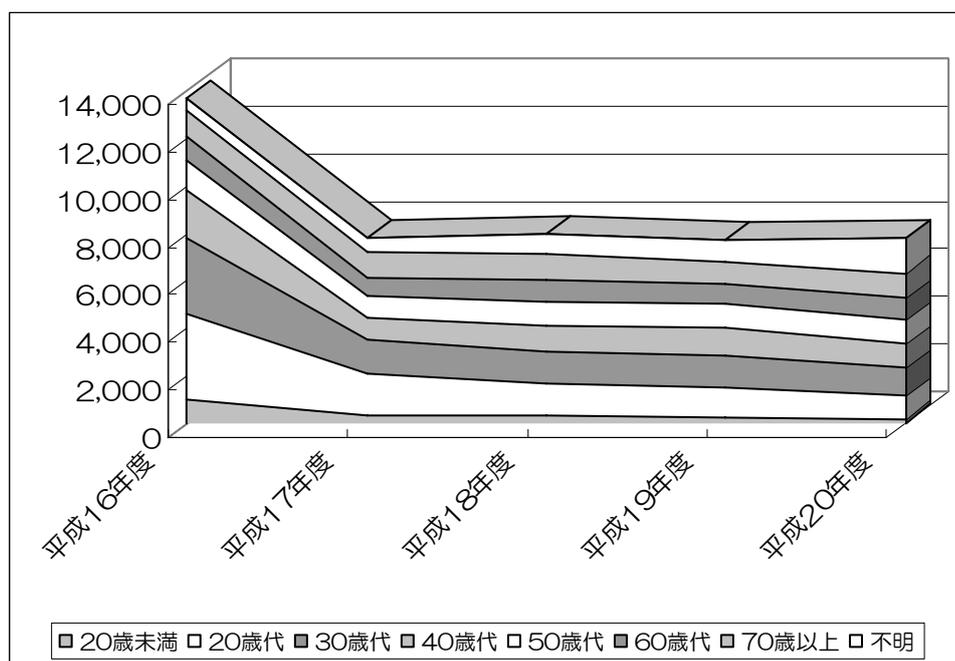
相談件数の推移



相談者（契約当事者）の年代別の相談件数

（上段：件数，下段：割合）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
平成16年度	1,026 7.49%	3,586 26.19%	3,228 23.57%	2,017 14.73%	1,276 9.32%	981 7.16%	1,127 8.23%	453 3.31%	13,694 100%
平成17年度	324 4.15%	1,751 22.41%	1,402 17.95%	975 12.48%	897 11.48%	793 10.15%	1,072 13.72%	598 7.65%	7,812 100%
平成18年度	297 3.73%	1,348 16.95%	1,388 17.45%	1,051 13.22%	1,070 13.46%	892 11.22%	1,125 14.15%	781 9.82%	7,952 100%
平成19年度	249 3.24%	1,234 16.04%	1,362 17.71%	1,135 14.76%	1,017 13.22%	878 11.41%	953 12.39%	864 11.23%	7,692 100%
平成20年度	172 2.20%	950 12.18%	1,172 15.02%	1,036 13.28%	1,008 12.92%	965 12.37%	1,017 13.04%	1,481 18.98%	7,801 100%



相談件数の上位

商品・役務別相談件数

順位	商品・役務名	20年度		前年度比較			
		件数(A)	構成比	19年度 件数(B)	構成比	増減数 (A-B)	前年 増減比 (A÷B)-1
1	不当請求・架空請求	1,521	19.5%	1,798	23.4%	△ 277	-15.4%
2	フリーローン・サラ金	1,145	14.7%	502	6.5%	643	128.1%
3	賃貸住宅	503	6.4%	589	7.7%	△ 86	-14.6%
4	理美容	199	2.6%	138	1.8%	61	44.2%
5	書籍・印刷物	181	2.3%	193	2.5%	△ 12	-6.2%
6	文具・事務用品	176	2.3%	222	2.9%	△ 46	-20.7%
7	電報・電話	167	2.1%	190	2.5%	△ 23	-12.1%
8	生命保険	146	1.9%	150	2.0%	△ 4	-2.7%
9	家屋修繕工事	139	1.8%	153	2.0%	△ 14	-9.2%
10	教室・講座	136	1.7%	325	4.2%	△ 189	-58.2%
11	位以下	3,488	44.7%	3,432	46.6%	△ 56	1.6%
	総相談件数	7,801	100%	7,692	100%	△ 109	1.4%

2 まだまだ多い架空請求に御注意を！

「身に覚えのないアダルト情報利用料等を請求された」との相談が後を絶ちません。これは、なんらかの名簿を入手した悪質な業者が、不特定多数の方に、はがき等で、脅迫的な文面の請求通知書を一方的に送りつけているからです。中には、著名企業または公的機関と錯覚させるような差出名で送りつけてくることもあります。請求金額が比較的支払い可能な額になっているケースもあり、請求を受けた人が、「家族の誰かが利用したかもしれない」といった勘違いや恐怖心から、請求に応じて支払うことを狙った手口です。慌てる必要はありません。以下のとおり対応してください。

1 連絡しない。

連絡すると、自宅や勤務先などの様々な個人情報を聞き出されるなど、相手のペースにはまり、逃げ出せなくなりますので、絶対に連絡してはいけません。一度連絡をすると、しつこく何度も請求してきます。絶対に相手に連絡しないようにしましょう。もちろん、相手に知られている以上の個人情報（電話番号、勤務先等）を知らせてはいけません。

2 支払わない。

支払う必要がないので、無視してください。電話などで請求があった場合でも、毅然として支払いを拒否してください。支払ってしまうと「金を払う人」としてターゲットにされ、同様の請求が際限なく続くこととなります。

3 市民総合相談課に相談する。

不審な請求ハガキが送られてきた場合は、市民総合相談課へ御相談ください。

また、市民総合相談課のホームページ (<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000049009.html>) で架空請求の事業者名リストを公表しています。

※ 請求が何度も続く場合や家に押しかけてくる等の不当な取立行為があった場合は、警察へ届けてください。

そのためにも、請求のはがき、メール等は保管しておいてください。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

消費生活相談受付時間 月～金(祝休日除く。) 午前9時～正午

午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F

市民生活センター

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

を御覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ

☎075-257-9002

午前10時～午後4時

3 平成21年度第2回消費生活講座 「くらしのなっとくゼミナール」の開催について

この度、市民の皆様には、消費生活への関心と理解を深めていただくため、平成21年度第2回消費生活講座「くらしのなっとくゼミナール」を開催します。

今回は、親子を対象に「食育」をテーマとして、楽しいゲームを通じて、食や食生活の大切さを学ぶ「夏休み親子教室」です。多数の皆様の御参加をお待ちしています。

- 1 日時 平成21年8月1日(土) 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場所 文化市民局市民総合相談課 研修室
(中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F 市民生活センター)
- 3 テーマ **夏休み親子教室 「食育」～食^{しょくりき}力アップゲームで理想の献立をつくろう!～**
 - (1) 講師 京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授 大谷 貴美子氏
 - (2) 内容 食育とは、健全な食生活を実現するために、食について考える習慣や食に関する様々な知識と判断力を身に付ける取組です。今回の講座では、親子を対象に食^{しょくりき}力アップゲームを用いて、理想的な献立を考えることにより、食や食生活の大切さを学びます。
食^{しょくりき}力アップゲームとは、「一汁三菜」の考え方をベースに、数あるメニュー(ごはん、味噌汁、カレーライス等々)を組み合わせて、理想的(摂取カロリーや栄養素など)な献立をつくるゲームです。グループ別に親子対抗戦を行い、楽しく真剣に「食^{しょくりき}力」を身につけましょう!(調理実習ではありません。)
- 4 定員 京都市在住の小学生(4年生～6年生)とその保護者25組(先着順)
※ 会場に託児スペースはありませんので御了承ください。
- 5 参加費 無料
- 6 申込方法 電話、FAX又は電子メールのいずれかにより、①子どもと保護者の氏名、子どもの学年②住所③電話番号を「京都いつでもコール」まで御連絡ください。
- 7 締切 平成21年7月29日(水) 定員になり次第締め切ります。
- 8 申込み・問い合わせ先

京都いつでもコール(京都市市政情報総合案内コールセンター) 午前8時～午後9時(年中無休)

電話 075-661-3755 ^{みなここ} FAX 075-661-5855 ^{ごようはここ}

電子メール(送信フォームを御利用ください。)

パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

